

## 群馬県後期高齢者医療広域連合保険料収納対策推進計画

### 1 目的

この計画は、群馬県の区域内の市町村（以下「市町村」という。）において、後期高齢者医療の保険料（以下「保険料」という。）の収納を推進することにより、群馬県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営する後期高齢者医療の財政の一層の健全化及び安定化を図り、以って後期高齢者医療の被保険者負担の公平の確保及び将来における保険料率の上昇の抑制に寄与することを目的とする。

### 2 目標

前項の目的を達成するため、市町村における保険料の収納は、出納閉鎖日において、その属する年度の前年度の保険料の収納率（以下「前年度収納率」という。）が、当該保険料の保険料率算定時に予定した収納率を上回るという目標に従って推進するものとする。

### 3 市町村の具体的な取組

(1) 市町村は、前項の目標を達成するため、保険料の収納について次に掲げる取組を行わなければならない。

ア 保険料の納付の案内について市町村の広報誌及びホームページに掲載すること。

イ 被保険者が納付書払いの場合は納め忘れを防止するため、口座振替を勧奨すること。

ウ 督促状の送付を行うこと。

エ 被保険者から保険料の支払が困難な旨の申出があった場合において、当該被保険者の個別の事情に応じ適切な対応を行うこと。

(2) 市町村は、前号に掲げるもののほか、保険料の収納について次に掲げる取組を推進するものとする。

ア ケーブルテレビ、地域のFMラジオ等の放送を活用すること。

イ 高齢者向けのイベントを活用した周知を行うこと。

ウ 催告状の送付を行うこと。

- エ 随時及び定期的に電話による催告を行うこと。
- オ 来庁による納付相談を実施すること。
- カ 臨戸訪問を実施すること。
- キ 関係部署等と収納状況の共有化を図ること。
- ク その他保険料の収納について必要な取組を行うこと。

#### 4 収納対策実施計画の策定

- (1) 市町村は、第2項及び第3項に基づいた個別の収納対策実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、広域連合へその実施状況を報告するものとする。
- (2) 前年度収納率が確定したときは、速やかに実施結果の自己点検を行うとともに、実施結果を踏まえた当該出納閉鎖日の属する年度の実施計画を新たに策定すること。

#### 5 市町村の努力事項

- (1) 市町村は、出納整理期間において、すでに第2項の目標値に達している場合であっても、引き続き前年度収納率の向上に努めるものとする。
- (2) 市町村は、第2項の目標値に達しないことが想定される場合においては、次の措置を速やかに講じ、目標値に達するように努めるものとする。
  - ア 1回の居宅訪問で改善されずに、滞納が累積している場合は、その回数を増やすこと。
  - イ 訪問の中では、保険料の納付可能性を十分確認し、保険料が払えない場合に該当するか調査すること。
  - ウ 保険料納付が困難な場合には、分割納付案や世帯の状況に応じた納付計画を作成し、滞納改善が図られるようにすること。
  - エ 前号までの措置を講じてもなお、状況が改善されない場合には、生活状況を確認した上で、徴収猶予、保険料の減免制度について説明を行うこと。
- (3) 市町村は、やむを得ず滞納繰越の処理を行った保険料について、引き続き積極的な収納に努めるものとする。

#### 6 広域連合の支援事項

広域連合は、第3項に規定する市町村における保険料の収納の取組を支援するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 群馬県及び市町村との協議により、市町村の収納対策の取組を数値化し、評価基準を定めること。
- (2) 市町村の策定した実施計画をまとめ、群馬県へ報告すること。
- (3) 収納対策に対する市町村との協議の場を設けること。
- (4) 被保険者を対象に、市町村と連携して納付促進に係る周知活動を行うこと。
- (5) 収納率が目標値より低い市町村に対しては、広域連合より収納対策実施状況を確認し、必要に応じ、収納対策が強化され、その効果が得られるように働きかけを行うこと。

## 7 その他

- (1) 市町村が、この計画に基づき保険料の収納を推進するに当たって、国及び群馬県の支援が必要であると認める場合は、市町村及び広域連合は、国及び群馬県に対し、当該支援について要望するものとする。
- (2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市町村及び広域連合の協議により定める。
- (3) この計画は、必要に応じ見直すことができる。